

## 屋外広告業者に対する登録の取消し等に係る取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下「条例」という。）第26条の2の規定に基づく登録の取消しまたは営業の全部もしくは一部の停止の命令（以下「処分」という。）をするために必要とされる基準および手続を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正な執行に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観行政団体等が定める条例等 条例第29条の2第1項に規定する景観行政団体が制定した屋外広告物の規制に関する条例および規則をいう。
- (2) 県内条例等 条例および滋賀県屋外広告物条例施行規則（昭和49年滋賀県規則第60号）ならびに景観行政団体等が定める条例等をいう。
- (3) 屋外広告業者 条例第23条第1項または第3項の規定による登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。
- (4) 当事者 処分の対象となる者をいう。

### (登録の取消し)

第3条 屋外広告業者が別表第1に掲げる取消事由（以下「取消事由」という。）に該当することとなった場合にあつては、その登録を取り消すものとする。

2 登録の取消しを受けた者は、登録の取消しを受けた日前に締結した請負契約およびこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工することができるものとする。

### (営業の停止の命令)

第4条 屋外広告業者が別表第2の左欄に掲げる営業停止事由（以下「営業停止事由」という。）のいずれかに該当することとなった場合にあつては、その営業の全部または一部の停止を命ずるものとし、営業の停止を命ずる期間（以下「営業停止期間」という。）は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

- 2 当事者が複数の営業停止事由に該当することとなった場合にあつては、営業停止期間は、それぞれの事由に応じて定める期間のうち、最も長い期間とする。
- 3 当事者が別表第3に掲げる加重事由（次項において「加重事由」という。）に該当する場合は、30日以内の日数を営業停止期間に加算することができるものとする。
- 4 当事者が複数の加重事由に該当することとなった場合にあつては、一の加重事由ごとに30日以内の日数を営業停止期間に加算することができるものとする。
- 5 当事者が処分をしようとする日前5年間に処分を受けたことがない者であり、かつ、違反の態様が悪質でない場合にあつては、90日以内の日数を営業停止期間から減算することができるものとする。
- 6 営業の停止を命じられた者は、営業の停止を命じられた日前に締結した請負契約およびこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工することができるものとする。

### (処分の手続)

第5条 処分の手続は、次のとおりとする。

- (1) 屋外広告業者に取消事由または営業停止事由に該当する事実が認められる場合には、当該屋外広告業者に対し、文書により期限を定めて是正の勧告を行う。
- (2) 前号の規定に基づく勧告で定めた期限を経過しても、引き続き当該事実が認められる場合は、当該屋外広告業者に対し、再度文書により期限を定めて是正の勧告を行う。
- (3) 前号の規定に基づく勧告で定めた期限を経過しても、引き続き当該事実が認められる場合は、原則として処分を行う。

2 屋外広告業者が処分事由に該当すると認められる場合であって、当該処分事由に係る是正の計画（是正期限が定められたものに限る。）が提出され、その内容が適当と認められる場合は、第1項の規定にかかわらず、勧告または処分を保留することができる。ただし、当該計画に定める是正期限を経過しても、引き続き当該事実が認められる場合は、直ちに処分を行うものとする。

3 屋外広告業者が処分事由に該当すると認められる場合であって、当該処分事由に係る是正の余地がないと認められる場合および違反の内容が特に悪質と認められる場合には、第1項の規定にかかわらず、直ちに処分を行うものとする。

（他の地方公共団体等への通知）

第6条 処分をしたときは、当事者の氏名および住所（法人である場合にあっては、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）、処分の内容ならびに処分の期間その他必要と認められる事項を国土交通大臣および県内の市町（大津市を除く。）の長に通知する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

取消事由

- 1 条例第26条の2第1項第1号に該当する場合
- 2 条例第23条の4第1項第2号、第4号または第7号に該当する場合
- 3 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が次項または条例第23条の4第1項第2号もしくは第4号に該当する場合
- 4 法人でその役員の中に条例第23条の4第1項第2号または第4号に該当する者がある場合
- 5 次のいずれかの命令に違反した場合
  - (1) 条例第18条第1項または第2項の規定（景観行政団体等が定める条例等のうち、同項の規定と同等の内容の規定を含む。）に基づく命令
  - (2) 条例第26条の2第1項の規定に基づく命令
- 6 条例第26条の2第1項第3号に該当し、特に悪質と認められる場合
- 7 前各項に定めるもののほか、条例第26条の2第1項第4号に該当し、特に悪質と認められる場合

別表第2（第4条関係）

| 営業停止事由  | 営業停止期間 |
|---|--------|
| <p>1 条例第26条の2第1項第3号に該当する場合（別表第1第6項に該当する場合を除く。）</p> <p>2 県内条例等またはこれに基づく処分への違反のうち、次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 条例第4条または第5条第1項の規定（景観行政団体等が定める条例等のうち、これらの規定と同等の内容の規定を含む。）に違反して広告物を掲出し、または表示した場合</p> <p>(2) 条例第15条第1項の規定（景観行政団体等が定める条例等のうち、同項の規定と同等の内容の規定を含む。）に違反して広告物を改装し、または改造した場合</p> <p>(3) 条例第15条の2第7項の規定（景観行政団体等が定める条例等のうち、同項の規定と同等の内容の規定を含む。）に違反して認定公共的広告物等を改装し、または改造した場合</p> <p>(4) 条例第17条第1項の規定（景観行政団体等が定める条例等のうち、同項の規定と同等の内容の規定を含む。）による除却義務に違反した場合</p> | 90 日以内 |
| <p>3 県内条例等またはこれに基づく処分への違反のうち、次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 条例第21条第1項の規定（景観行政団体等が定める条例等のうち、同項の規定と同等の内容の規定を含む。）による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした場合</p> <p>(2) 条例第26条の4第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした場合</p>  | 60 日以内 |
| <p>4 県内条例等またはこれに基づく処分への違反のうち、次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 条例第13条の規定（景観行政団体等が定める条例等のうち、同条の規定と同等の内容の規定を含む。）による変更の届出をせず、または虚偽の届出をした場合</p> <p>(2) 条例第14条の規定（景観行政団体等が定める条例等のうち、同条の規定と同等の内容の規定を含む。）による許可に係る表示をせず、または虚偽の表示をした場合</p> <p>(3) 条例第25条の2に基づく標識を掲げず、または虚偽の標識を掲げた場合</p>   | 30 日以内 |

|  |  |
|--|--|
| (4) 条例第25条の3に基づく帳簿を備えず、帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をし、または帳簿を保存しなかった場合 |  |
|--|--|

別表第3（第4条関係）

加重事由

- 1 第5条第1項第1号の規定による勧告をした後に違反を繰り返した場合、提出書類の偽造を行った場合その他違反の態様が悪質であると認められる場合
- 2 県内条例等の規定に違反する屋外広告物を5件以上掲出し、または表示している場合
- 3 処分をしようとする日前5年間に処分を受けたことがある者である場合